

ようこそ

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで!

パンフレットはこちら



+91-95991-98955

お問い合わせください

enquiry@expatria.in

YOKOSO
03 2024 MAR VOL. 110
無料

今月の特集

パドマパニとヴァジュラパニアジャンター
石窟における象徴的な壁画



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン

#happyholi

HAPPY
Holi

FORMULA
GROUP
Mobility Managed.®

一つの窓口から全ての希望を!
モビリティのフォーミュラグループ



お住まい &
商業スペース探し



FRRO/FRO全般お
手続きサポート



リロケーション
サービス



ドライバー付き
レンタカー



コーポレート
ハウジング

www.formulaindia.co.jp



マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



ラジニッシュ・クマール
(Rajnish Kumar)

✉ rajnish.kumar@krayman.com



松田博司
日本国公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com

無税低額 源泉徴収証明書の取得

2024-25 年度の新会計年度が始まろうとしています。納税者(所得者)は、次年度に税務当局から還付を受ける場合、源泉徴収税額が無税または低額の証明書を取得する必要があります(これは、納税者が新会計年度に還付金を税務当局から受け取る場合に適用されます)これにより、税務当局から還付金を無事に受け取るまで、納税者の資金が滞ることを回避することができます。

無税/低額 源泉徴収証明書とは?

1961年所得税法に基づく源泉徴収税額控除(TDS)のルールは、課税所得が全くない特定の納税者に問題をもたらす可能性があります。例えば、以下のようなケースです:

- 納税者(企業)がその年度に損失を計上した場合。
- 納税者が過年度の繰越欠損金を当年度に相殺できる場合
- 納税者がその年に免税または控除を受ける資格がある場合。
- 売買差益の利得または所得の金額が、源泉徴収される対価の基準額を下回る可能性がある場合

このような場合、納税者は税務当局に申請し、源泉徴収税額がゼロまたは低額の証明書を取得することが望ましい:

- 所得の支払者は、(所得税法で規定されている税率よりも)低い税率で源泉徴収を行う法的義務があるため、納税者の資金が滞ることを回避できます。
- 納税者は、税務当局に還付を請求するためだけに、年度末に所得税申告書(ITR)を提出する必要がなくなります。

無税/低額 源泉徴収証明書を取得できる所得区分
利子、配当金、契約上の受取金、手数料、賃貸料、専門的/技術的サービスに対する報酬、非居住者が受け取る所得など。

申請書提出のスケジュール

継続所得については、会計年度開始前に申請書を提出

することが望ましく、そうすることで、翌年度に源泉徴収税額がゼロまたは低減の源泉証明書の恩恵を最大限に受けることができます。つまり、2024-25年度中に受け取る継続所得については、税務当局がオンラインで申請書を提出するユーティリティが利用できるようになり次第、遅くとも2024年3月15日頃までに申請書を提出することが望ましい。不定期所得または単発の所得については、支払者から所得を受け取る少なくとも30~60日前に申請書を提出することが好ましい。

申請書の提出方法

申請書は、インド政府の所得税ポータルサイトからオンラインで提出する必要があります。Form 13を作成し、税務当局が源泉徴収税額が無税または低額の証明書の真正性を評価するために必要な詳細情報を添付して提出しなければなりません。申請書が税務当局によって精査され、当局の要求が満たされることを条件として、源泉徴収税額がゼロまたは低額の証明書が当局から発行されます。通常、証明書発行までの期間は、申請書提出後約60~90日です。実際は、税務当局は通常、(ゼロではなく)低額の源泉徴収証明書を交付することを好みます。というのもそうすれば、政府は少なくともインド経済内での支払いや取引を追跡することが可能だからです。

私たちがサポートできること

- 個々のケースの事実に基づき、源泉徴収税額がゼロまたは低額の証明書の取得可能性についてアドバイスする。
- 税務当局への申請書の作成及び提出の支援。
- クライアントを代理として、税務当局の質問に回答する。
- 税務当局から源泉徴収税が無税または低額の証明書を取得する。

以上、ご参考になれば幸いです。お見積りが必要な場合は、communications@krayman.com までお気軽にお問い合わせください。

本文に興味をお持ちの方がいましたら、お手数ですが、貴社内関係者へ転送頂けますと幸いです。



マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



ラジニッシュ・クマール
(Rajnish Kumar)

✉ rajnish.kumar@krayman.com



松田博司
日本国公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com

インドにおける外資系非公開企業(プライベート・カンパニー)有価証券電子化

2023年10月27日に企業省(MCA)は画期的な改正を導入し、2014年会社(目論見書および有価証券の割当)規則(PAS規則)に重要な変更をもたらしました。この改正により、2023年3月31日以降、払込済み株式資本が4千万ルピー以上、かつ前会計年度の売上高が4億ルピー以下の非公開会社(持株会社/子会社を除く小会社に分類されない)は、以下の義務を負うことになりました。

1. 株主に電子化へのサービスの提供。
2. 2023年4月1日から18カ月以内(2024年9月30日まで)に、既存のすべての有価証券証書の電子化。

外国企業の子会社は小会社に分類されないため、この有価証券電子化が適用されます。外国企業の子会社とは、外国企業がインドで登記された非公開会社の株式の50%以上を所有している場合に外国企業の子会社とみなされます。

有価証券の電子化への主な手順(インドの非公開企業)

1. 中央証券保管所(Depository)から国際証券認識番号(ISIN)を取得する: 外国法人が所有するインドの非公開会社は、中央証券保管所(NSDL)や(CDSL)などの保管所から国際証券識別番号を取得する必要があります。
2. 電子化の促進: 非上場会社は、すべての有価証券証書の電子化を促進しなければなりません。これには、

預託機関(Depository Participant)に電子口座を開設し、株式の電子化を円滑に進めることが含まれます。

3. 登録・名義書換代理人(RTA)の任命: 非上場会社は、すべての有価証券の記録を電子形式で管理するため、登録機関・名義書換代理人を任命する必要があります。登録・名義書換代理人は、割当てと移管のプロセスを管理する責任を負います。
4. 企業省への半期報告書の提出: コンプライアンスを確実にするため、非公開企業は半期ごとにフォームPAS-6を企業省(MCA)に提出しなければなりません。

外国企業(株主/投資家として)のための主なステップ:

1. 納税者番号(PAN)の取得: インドの民間企業の株式を保有する非公開会社は、所得税局から納税者番号を取得する必要があります。
2. 預託機関で電子口座を開設し、有価証券を電子形式で保管します。

コンプライアンス違反した場合

- 非上場会社は、株式の発行・割当や株式の譲渡ができません。

違反に対する罰則

- 会社に対してINR 10,000 + 1日につきINR 1,000(最高INR 2,00,000)。
- 不履行に陥った役員全員に対し、1日につきINR 10,000 + INR 1,000(最高INR 50,000)。

クレイマンに關しまして: KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザー・ファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士(CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。

